様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

（受注者）　様

（発注者）　印

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による

業務委託料変更の協議について（通知）

次の契約について，業務委託料（旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更）の協議の請求が可能であることを通知します。

１　委託業務名

２　請求可能期限

　　　　　　年　　月　　日まで

３　事務処理について

　　新技術者単価に基づく業務委託料変更の協議を請求する場合は，別記様式第２号により請求可能期限までに請求してください。

請求に当たっては，協力者との契約の技術者単価の適正な反映や，自社で雇用する技術者への賃金水準の引上げ等を行ってください。

　　なお，請求を発注者が受理することで，変更契約の協議の対象とします。

４　協議により業務委託料の変更となった場合

　　協議により業務委託料の変更となった場合は，誓約の内容について，確実に実施することとし，必要に応じて調査を行うことがあります。

　　また，調査等により誓約内容の履行確認ができない場合については，再度の業務委託料の変更の対象とすることがあります。

様式第２号（第５条関係）

　　年　　月　　日

（発注者）　様

（受注者）　印

設計業務委託等技術者単価の適用に係る特例措置による

業務委託料変更の協議について（請求）

　　　　　年　　月　　日付けで通知の特例措置について，発注者との協議が整った場合であって，再委託契約の締結がある場合においては委託先技術者の技術者単価を適正に見込んだ再委託契約を締結するとともに，自社で雇用する技術者への賃金水準の引き上げ等を誓約し，業務委託料変更（旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更）の協議を請求します。

　委託業務名